

「とし子の会」(松倉とし子後援会) 規約

一、目 的

1. ソプラノ歌手 松倉とし子の今後の活躍を期待し、彼女の演奏活動を理解し、その演奏を楽しむ。
2. 松倉とし子と更に交流を深めると共に、会員相互の交流と親睦を深める。

二、活 動

具体的活動については、下記に定める。

1. 会員は、松倉とし子の演奏活動についての情報を共有する。
その手段として、会員向けの情報紙「松倉とし子新聞」「会報のぞみ」を発行する。
2. 年1回以上、会員を対象とするコンサートを開催し、松倉とし子と会員直接の交流機会を設ける。

三、会員の資格

山形県内をはじめ日本全国に在住し、松倉とし子の活躍を期待し、上記「一、目的」に賛同する方であれば国籍・年齢・性別・信条等は問わず、会員の資格を有する。

四、年会費

事務連絡費として、一会員あたり年間1,000円とする。
ただし特別会員は10,000円とする。

五、役 員

会の円滑な運営のため、会長1名、副会長1名、各支部長1名を選任する。
尚、役員の仕事は別に定める。

六、事務局

事務局長1名及び事務局員を若干名選任委嘱し、事務局員は会の運営ならびに会員相互の連絡窓口等、事務処理にあたる。尚、事務局を当面「山形市十一屋本社内」(山形市)に置く。

七、支 部

東京とし子の会のほか、北海道、仙台、置賜、名古屋、愛媛、佐賀に支部を置く。

八、その他

本規約に定めていない条項については、都度役員会で協議決定する。

1996年6月 制定
2015年11月 改定